

●香川県告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成22年7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更 年月日	事業所の名称		事業所の所在地	開設者の名称及び 主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
平成22年 4月1日	大川老人訪問看護 ステーション	さぬき市民病院訪 問看護ステーショ ン	さぬき市寒川町石 田東甲931番地	さぬき市 さぬき市志度5385番地8